

令和6年度三重県フェア in タイ運営事業業務委託 仕様書

1 業務の目的

国内においては、人口減少や高齢化が今後も継続することに伴い、飲食料の市場規模縮小が確実視されている一方、海外については、経済発展や人口増加に伴い、飲食料の需要は拡大する傾向にあります。

このため、農林水産物・食品の輸出や食品製造業の海外展開を促進するため、親日国であり、一定数の富裕層が存在するタイにおいて、「三重県フェア」を開催し、食を中心とした県産品事業者による現地ニーズの把握及び販路拡大を支援します。

2 事業主体

三重県

3 事業概要

(1) 三重県フェアの開催

①開催時期及び開催期間（予定）

令和7年1月中下旬の7～10日間程度。

このうち、週末を含む3日間程度、参加事業者による実演販売を行う。

残りの期間は現地販売員が販売を行う。

②会場

バンコク市内の小売店

※サイアム高島屋または同規模程度の小売店を想定

③参加予定事業者数

三重県内に本社または事業所を置く食関連企業、農水産業者、伝統工芸品事業者等、15社程度。

(2) 三重県フェアに向けた商談会の開催

①開催時期及び開催期間（予定）

令和6年5月頃

②会場

三重県内

③参加予定事業者数

三重県フェアに参加意向の事業者

4 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和6年度三重県フェア in タイ運営事業

(2) 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

(3) 委託内容

「令和6年度三重県フェア in タイ」及び商談会の企画運営業務。

具体的には次の業務を実施する。

①事業全般に係る企画調整及び運営業務（総合企画、事業内容に係る調整、運営管理等）

- ・全体スケジュールについて県と協議のうえ作成すること。
- ・フェア参加商品を選定するため、現地インポーター及び国内商社とフェア参加希望事業者との商談会を行うこと。インポーター等の選定については、県と十分協議の上決定すること。なお、商談会は県が手配した会場で行うものとする。
- ・商談会参加事業者については、あらかじめ県が募集しておくが、フェア開催に向けて出展者が不足した場合は、出展者の追加募集に協力すること。
- ・商談会の結果を踏まえ、インポーターとともにフェアでの販売に向けた調整を行うこと。
- ・効果的な集客を行うため、消費者の購買意欲を高めるキャンペーン等を行うこと。
- ・フェア期間終了後、売上・販売結果をとりまとめ、県及び参加事業者に報告すること。
- ・フェア期間終了後、参加事業者にアンケートを行うこと。アンケート項目は県と相談して決めること。

②商品販売のサポート

- ・商品の輸出に必要な事務手続き等を行うこと。初めてタイに輸出を行う商品については、FDAの登録支援を行うなど、フェアに出品する商品の小売りが可能な状態にすること。
- ・サンプルやフェア出展商品の輸送については、正規の手続きをとり、合理的な方法で行うこと。なお、サンプル輸送に係る費用については参加事業者負担とする。

③会場使用に係る関係者との調整業務

- ・フェア会場を提案し、県と検討協議のうえ決定すること。
- ・フェア開催場所に係る調整、展示装飾、各種手続き等の業務を行うこと。展示装飾の内容については県と相談して決めること。

④会場設営及び搬出入に係る業務

- ・フェアに必要な商品、資機材、什器類等の手配、保管、設営、撤去等を行うこと。
- ・フェア中に必要なタイ語値札、POP等を作成すること。
- ・出展事業者のブースの配置等、会場設営は県と十分に協議すること。

⑤現地販売支援員の手配

- ・フェアの一部の期間は参加事業者が渡航し実演販売を行う予定であるが、その期間中は参加事業者と来場者のコミュニケーションをサポートするスタッフ（通訳）を少なくとも3名、それ以外の期間は販売スタッフを少なくとも2名手配すること。

⑥広報の企画、実施に係る業務

- ・フェアの集客を図るため、ウェブサイト、SNS、チラシやポスター等により現地消費者に広く周知すること。

⑦事業実施報告書の作成

- ・委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し考察した内容を記載すること。

(4) 成果品

業務実施報告書（正本1部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（CD-R等）（1部）

(5) 納入場所 三重県 雇用経済部県産品振興課

(6) 納入期限 令和7年3月14日（金）

5 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、フェア会場内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に日本円で支払うものとします。
なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、前金払をすることができるものとします。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県

の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

10 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

11 その他、受託上の留意点

- ◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- ◇業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。
- ◇個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- ◇業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

12 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班
担当 植村、山本

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail export@pref.mie.lg.jp